

# 「国際的な連携及び交流活動」評価報告書

(平成14年度着手 全学テーマ別評価)

京 都 教 育 大 学

平成16年3月

大学評価・学位授与機構



# 大学評価・学位授与機構が行う大学評価

## 大学評価・学位授与機構が行う大学評価について

### 1 評価の目的

大学評価・学位授与機構(以下「機構」)が行う評価は、大学及び大学共同利用機関(以下「大学等」)が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、大学等の教育研究活動等の状況や成果を多面的に評価することにより、その結果を、大学等にフィードバックし、教育研究活動等の改善に役立てるとともに、社会に公表することにより、公共的機関としての大学等の教育研究活動等について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくことを目的としている。

### 2 評価の区分

機構の行う評価は、今回報告する平成14年度着手分までを試行的実施期間としており、今回は以下の3区分で評価を実施した。

- (1) 全学テーマ別評価(国際的な連携及び交流活動)
- (2) 分野別教育評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)
- (3) 分野別研究評価(人文学系、経済学系、農学系、総合科学)

### 3 目的及び目標に即した評価

機構の行う評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して大学等が有する目的及び目標に即して行うことを基本原則としている。そのため、目的及び目標が、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的・物的条件、地理的条件、将来計画などを考慮して、明確かつ具体的に整理されていることを前提とした。

## 全学テーマ別評価「国際的な連携及び交流活動」について

### 1 評価の対象機関及び内容

本テーマでは、大学等が行っている教育研究活動等を基盤とした国際的な連携や交流活動について、全学的(全機関的)な方針の下に部局等において行われている活動を対象とした。

対象機関は、設置者から要請のあった全国立大学(97大学)及び大学共同利用機関(総合地球環境学研究所を除く14機関)並びに公立大学の一部(4大学)とした。

評価は、大学等の現在の活動状況について、過去5年間の状況の分析を通じて、次の3つの評価項目により実施した。

- (1) 実施体制
- (2) 活動の内容及び方法
- (3) 活動の実績及び効果

### 2 評価のプロセス

- (1) 大学等においては、機構の示す要項に基づき自己評価を行い、自己評価書(根拠となる資料・データを含む。)を平成15年7月末に機構へ提出した。
- (2) 機構においては、専門委員会の下に、専門委員会委員及び評価員による評価チームを編成し、自己評価書の書面調査及びヒアリングの結果を踏まえて評価を行い、その結果を専門委員会に取りまとめ、大学評価委員会で評価結果を決定した。
- (3) 機構は、評価結果に対する対象大学等の意見の申立ての手続きを行った後、平成16年3月の大学評価委員会において最終的な評価結果を確定した。

### 3 本報告書の内容

「対象機関の概要」、「目的」、「国際的な連携及び交流活動に関する目標」、「対象となる活動及び目標の分類整理表」及び「特記事項」は、当該大学等から提出された自己評価書から転載している。

「活動の分類ごとの評価結果」は、活動の分類ごとに、各評価項目での観点ごとの活動の状況・判断を記述している。「判断」は、目標を達成する上で、「優れている」、「相応である」、「問題がある」の3種類で示している。

「評価項目ごとの評価結果」は、評価項目ごとに、「目的及び目標の達成への貢献の状況」、「目的及び目標で意図した実績や効果の状況」として、活動の分類ごとの状況を総合的に判断して、当該評価項目全体の水準を以下の5種類の「水準を分かりやすく示す記述」を用いて示している。

- ・十分に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・おおむね(貢献して又は挙がって)いる。
- ・相応に(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ある程度(貢献して又は挙がって)いる。
- ・ほとんど(貢献して又は挙がって)いない。

なお、これらの水準は、当該大学等の設定した目的及び目標に対するものであり、大学等間で相対比較することは意味を持たない。

また、評価項目ごとに、当該大学等の活動において特徴あるとみなされる点等を、「特に優れた点及び改善を要する点等」として記述している。

「意見の申立て及びその対応」は、評価結果に対する意見の申立てがあった大学等について、その内容とそれへの対応を併せて示している。

### 4 本報告書の公表

本報告書は、大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表している。

## 対象機関の概要

大学等から提出された自己評価書から転載

- 1 機関名：京都教育大学
- 2 所在地：京都府京都市
- 3 学部・研究科・附置研究所等の構成  
(学部)教育学部  
学校教育教員養成課程，総合科学課程  
(大学院)教育学研究科(修士課程)  
学校教育専攻，障害児教育専攻，教科教育専攻  
(特別専攻科)特殊教育特別専攻科  
知的障害教育専攻，重複障害教育専攻  
(関連施設)附属教育実践総合センター
- 4 学生総数及び教官総数  
(学生総数): 学部 1,528 人; 大学院 155 人;  
特別専攻科 16 人  
(教官総数): 127 人  
(教官以外の職員総数): 91 人
- 5 特徴

本学は，昭和 24 年に京都師範学校と京都青年師範学校を統合し京都学芸大学として発足した。その後，昭和 41 年にその名称を京都教育大学に変更し，現在に至っている。本学の基本的な方針は「地域における教育の総合大学」である。

教育学部は，幅広い教育理念を持った学校教員の育成を目指す学校教育教員養成課程と，柔軟な思考力と基礎教養及び専門学力を備えた人材育成を目指す総合科学課程(昭和 63 年設置)から構成されている。この二つの課程が相互に連携しながら，学校教育のみならず，社会教育，生涯学習などの広い分野で教育に貢献することを目指している。

平成 2 年に開設された教育学研究科では，学生に，より高度な教育・研究の機会を提供するとともに，現職教員の再教育にも力を入れている。

本学は，小規模大学であり，全体として役割分担の流動性や情報伝達と意思決定の即応性といった特徴がある。これらは組織的取組の展開に，肯定的・否定的両面での影響を与えている。その中で，国際化社会に対応して外国人留学生を多数受け入れる努力を高めるとともに，海外の大学との提携を促進し，学生及び研究者の交流を積極的に行っている。

## 目的

大学等から提出された自己評価書から転載

世界の大学がグローバル化する中，本学における「国際的な連携及び交流活動」の目的を次のように定め，本学の教育研究活動の更なる国際化を図る。

- 1 連携と協力  
海外の大学との大学間提携及び交流を推進し，本学と提携校との相互の発展を目指す。
- 2 相互理解と教育研究活動の発展  
海外からの研究者や視察団等を受け入れ，教育・研究事情に関する情報を交換することにより，相互理解を深める。また，本学教職員を海外に派遣することで，海外の教育事情や研究活動の動向を把握し，本学の教育・研究を発展させる。
- 3 人材の育成  
教育大学として有する経験と多彩な専門性とを活かし，出身国の発展や教育活動及び日本との友好に貢献できる人材を養成する。また，本学の日本人学生を海外に派遣することで，語学能力の向上及び異文化体験と国際理解などの機会を与え，国際化社会に適応する人材を養成する。
- 4 国際貢献と社会貢献  
国や地方自治体等の各種機関が行う国際教育協力に参加する。また本学が受け入れる外国人留学生及び本学に蓄積されている海外事情の知識や資産を活用し，地域住民や地域の小中学生の国際理解と異文化理解の促進に貢献する。

## 国際的な連携及び交流活動に関する目標

大学等から提出された自己評価書から転載

上述の「国際的な連携及び交流活動」の目的を達成するために以下の目標を定め、組織面、人的配置、規程・規則面、施設・設備面、資金面での整備を行う。

- 1 国際交流協定を結ぶ海外の大学との連携を強化し、教育に関する共同研究を進めるとともに、学生及び教職員の交流を活性化させる。
- 2 学術交流協定の拡大を目指した海外視察と調査を展開し、新たな交流協定校の開拓を試行する。
- 3 近隣の大学と協力し、提携校を始めとする海外の大学との交流を推進する。
- 4 国際交流活動を活性化するために、制度面の整備と資金面の充実を進める。
- 5 国際理解教育促進のため、カリキュラム開発と遠隔教育の探求等を行う。
- 6 外国人研究者及び視察団の受入態勢を整備する。
- 7 外国向けの入学案内、ホームページ、留学フェア・進学説明会等を通じた情報提供を充実させる。
- 8 外国人留学生の異文化適応や国際理解を深めるため、特別授業や研修会等を開催する。
- 9 自国と異なる風土・慣習を持つ外国人留学生の日本社会における生活支援を充実させる。この中には、生活面及び不慮の事態に対する経済支援を含んでいる。
- 10 国際交流会館の運営体制を整備する。
- 11 外国人留学生の自治組織に対する支援を充実させる。また、外国人留学生の帰国後のネットワーク形成を支援する。
- 12 外国人留学生と研究者に配慮した情報通信システ

ムを整備する。

- 13 教育学部としての学生の海外留学・研修の意義を明確化させ、それに沿った海外研修プログラムを開発する。
- 14 地域と外国人留学生間の交流プログラムを充実させ、地域住民の国際理解の深化に貢献する。

## 対象となる活動及び目標の分類整理表

大学等から提出された自己評価書から転載

活動の分類	「活動の分類」の概要	対象となる活動	対応する目標の番号
海外の大学との教育・研究交流	上海師範大学，タイ 36 地域総合大学，南オーストラリア大学，タイ国チュラロンコン大学教育学部との間に，国際交流協定を結んでおり，これらの協定校との間で教育・研究交流が実施されている。	(1) 海外の大学との国際交流協定の締結	1,2,3,4
		(2) 交流協定校との国際共同研究	1,2,3,4
		(3) 交流協定校との国際会議，シンポジウム	1,2,3,4
		(4) 国際交流に関する関西 5 大学協議会の設置	1,2,3,4
教職員等の受入・派遣	受入の多くは国際協力事業団及び国際交流基金で賄われている。また，派遣については，文部科学省の事業によるもの，国際協力事業団，国際交流基金などの海外協力事業，本学の「学長裁量経費」制度によるもの，私費で経費を賄う研修出張と様々であるが，3ヶ月以上の長期在外派遣は主に文部科学省の在外研究員制度及び日本学術振興会の事業に依存している。	(1) 外国人教員，研究員等の受入	4,6,10,12
		(2) 学術視察・教育視察の受入	4,6
		(3) 外国人研究者等に対する各種支援	10,12
		(4) 教職員の派遣	4,5
学生交流	国際交流協定校を始めとして，主にアジア諸国から様々な制度による留学生を受け入れており，それぞれの属性相応の支援活動を行っている。一方，学生の海外留学については国費・私費の両方ともに限定的で数は多くはないが，協定校を中心に語学研修が定着している。	(1) 外国人留学生の受入	7,8,9,10
		(2) 外国人留学生に対する各種支援	8,9,10,11,12
		(3) 地域との連携を意図した外国人留学生交流支援	14
		(4) 外国人留学生の交流ネットワークの構築	11
		(5) 学生の海外派遣	4,13

## 活動の分類ごとの評価結果

### 1 海外の大学との教育・研究交流

#### 実施体制

**実施体制の整備・機能** 本活動は主に教務・学生指導担当の副学長を委員長とする国際交流委員会が担当し、委員は教授会の互選で選出される教員と留学生専門教育教員・日本語教育担当教員・日本語日本事情担当教員・外国人教師・附属学校園の教員等及び事務局長で構成されている。

国際交流委員会には学术交流専門部会、留学生受入専門部会、留学生派遣専門部会、奨学金・その他を扱う専門部会の四つの専門部会が置かれている。

事務担当は教務課の国際交流担当専門員、同課留学生係長、定員外職員、国際交流アソシエイトである。定員外職員は2名おり、1名は留学生に関する業務、1名は国際交流に関する業務を担当する。国際交流アソシエイトは契約職員1名からなり、交流に関わる文書などの翻訳等を担当する。

また、関西地区5大学との合同協定を結び、協議会を編成することでコンソーシアム体制での国際交流実施体制の確立を進め、幹事校としてリーダーシップをとっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**活動目標の周知・公表** 本活動に関する目標や趣旨を教授会で随時報告している。教授会の構成員は3名の助手以外の全ての教員であり、事務局の各課長も出席している。

国際交流に関する関西5大学協議会については、国際交流委員会と事務局が必要に応じて参加大学と連絡を取り合っている。

国際交流協定を結ぶ海外の大学等との間では、学長をはじめとする教職員の相互訪問により、各活動の目標や趣旨を確認しあい、内部には目的・目標を記載した協定書の写しを教授会において配布し、周知している。

また、状況については、学報で公表している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**改善システムの整備・機能** 国際交流委員会内に学术交流専門部会を設置し、諸問題の改善策を提案している。

また、実務担当委員会に対して一定の距離をもって自己点検評価を行う自己点検・評価委員会を平成12年4月に設置し、その点検結果に基づいて大学の中・長期的な将来構想を策定し、その具体化を図る組織として平成13年4月に将来構想委員会を設置している。

実務担当委員会内の改善システムと全学的視野からの改善システムとを、国際交流委員会がとりついでいる。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

**活動計画・内容** 上海師範大学、タイ国ラジャパット・インスティテュート(タイ36地域総合大学、以下タイRIという)、南オーストラリア大学、タイ国チュラロンコン大学教育学部と学术交流協定を締結しており、本活動はこれらの提携大学等を中心に実施する。

タイRIとの交流推進事業は関西地区5大学(滋賀大学教育学部、大阪教育大学、奈良教育大学、和歌山大学教育学部、京都教育大学)との合同協定である。協定の運営組織として関西5大学協議会を設置して、その幹事校となっている。

また、個々の活動に関する計画は、学長・副学長の判断と指示、海外の事情に詳しい教員の情報、専門部会の調査、教員からの申請、海外の大学等からの打診等を参考に国際交流委員会の学術専門部会が検討している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**活動の方法** 120周年記念事業を通して集められた寄付金が、京都教育大学教育・研究振興基金として大学に寄付され、その一部が国際交流の推進・実施のために使用されている。

また、学長裁量経費の一部である教育改善経費も国際交流に活用されている。

一方、まだ準備段階であるが、協定校との間及び附属校を活用した海外の小中高校との遠隔授業を教員の研究として実施している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の実績及び効果

**活動の実績** 教育・研究交流先を教育系大学及び学部を中心にしている。特に、当該大学は義務教育段階の教員養成を主目的とするため、研究対象が児童・生徒になる場合が多く、共同研究でも相手先との密接な信頼関係を築く必要があるため、4大学と交流協定を締結している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。  
**活動の効果** 教員の国際交流への意識が高まるとともに、提携先の大学にとっては、日本の大学のなかでの京都教育大学への認識が深まり、相互の信頼関係も強固になっている。

また、コンソーシアムは拡大傾向にある。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

### 2 教職員等の受入・派遣

#### 実施体制

実施体制の整備・機能 全学的な方針の下で行われる協定校との間の研究者や視察団の受入れ・派遣については国際交流委員会の学術交流専門部会が担当し、部局や個々の教員が主体となって視察団や研究者を受け入れる場合は、実際に受け入れる組織や教員の申請に基づき、国際交流委員会が承認する。

また、文部科学省の経費による長期在外研究員の派遣については人事委員会が、在外研究員旅費による若手研究員派遣については学長補佐連絡会が所掌している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動目標の周知・公表 教授会で個々の活動に関する報告がなされ、その中で個々の活動の目標についての説明を行っている。

また、海外派遣についての案内を文書及びホームページで周知している。

外国人研究者の受入れについては和文のみであるが、ホームページで公表を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 自己点検・評価委員会と将来構想委員会を大学の改善のための組織として整備している。しかし、これらの委員会は立ち上がって間もないことや、他のより重要度の高い懸案事項（法人化や再編統合）が重積していることもあり、両委員会で国際連携活動が集中的に議論されたことはなく、あくまでも個人的努力に委ねられている。

個々の派遣等の状況と成果については、収集した情報をどのように活かすのかという発展的議論には到達していないが、国際交流委員会で報告され教授会で周知している。

一方、自己点検・評価委員会は、大学基準協会への加盟申請のための「点検・評価報告書」を作成した際に、国際連携活動の状況や問題点を収集し、協会から提示された審査結果・助言・参考意見をまとめ、「自己点検・評価報告書」を作成し、学内に配布している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

活動計画・内容 全学的な方針のもとで実施される受入れ・派遣については、国際交流委員会の学術交流専門部会が計画を策定するが、学内の各部局や個々の教員が受入れと派遣を実施する場合には、個別に計画がたてられている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の方法 教育研究基盤経費の一部を、各教員の大学の諸活動に対する貢献度（教員の個人実績評価）をもとに、教育研究活性化経費として傾斜配分を行っている。この教員の個人実績評価項目の中に、国際交流に関する事項を含むことで、教職員の受入れ・派遣を促進し、国際連携活動の一層の充実を促している。

また、国際連携活動のための経費として、国際交流基金と教育改善経費（学長裁量経費の一部）を準備してい

る。

一方、外国人研究者に対し、国際交流会館の一部を居住のために用意している。また、教育実践総合センターや附属学校及び協定校等に IP-TV 電話（インターネットテレビ電話）を設置し、交流活動や遠隔授業に活用している。

一方、協定校との相互訪問時に担当事務職員を同行させている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の実績及び効果

活動の実績 受入れについては協定校である上海師範大学、タイ RI を中心として、アジア諸国から外国人研究者を招聘している。同様に、学長視察・教育視察受入れ及び学長表敬訪問も、相手国は中国・タイが中心となっている。

教職員等の派遣については、科学研究費補助金による個人ベースの派遣が一定レベルで維持され、加えて、委任経理金及び学長裁量経費による派遣が近年増加傾向にある。内容は、交流協定に基づく組織間交流と個人の国際会議出席等の支援が混在している。

また、交流協定を結んでいる上海師範大学とは、平成 12 年度から集中講義等のための教員交流を行っている。現在は派遣が中心であり、毎年 2 名を派遣しているが、平成 14 年度からは 2 名の受入れも行っている。内容は、双方の文化情報の発信、「遠隔共同授業」の提案、中国人が日本語を学ぶ上での困難と対処の提案などを取り上げている。

交流協定を結んでいるタイ RI とは、学長や教員等の学術訪問団を受入れ、また、学長裁量経費により教員を派遣している。

また、長期在外研究員は毎年 1 名、短期在外研究員は平成 14 年度にフランスに 1 名派遣している。なお、限られた機会に限られた教員が派遣及び招聘される交流にとどまること、大学間というより研究者の個人レベルで実質行われ、それを組織間の交流に当てはめていること等の問題点があり、国際交流委員会を中心に改善法を検討している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

活動の効果 教員の国際交流への意識が高まるとともに、提携先の大学にとっては、日本の大学のなかでの京都教育大学への認識が深まり、相互の信頼関係も強固になっている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

### 3 学生交流

#### 実施体制

実施体制の整備・機能 国際交流委員会内の留学生受入



専門部会 3 名が留学生の受入れを、同じく留学生派遣専門部会 3 名が学生の海外派遣をそれぞれ所掌している。構成員のうち 1 名は、両部会を兼任しており、また月に 1 回国際交流委員会に部会報告を行い、連絡調整を行っている。なお、正規生の入学試験は、学部については入学試験委員会が、大学院については大学院入試委員会が実施組織となっている。

人的配置については、日本語・日本事情担当教員 1 名及び留学生専門教育教員 2 名が配置されている。

事務組織に関しては、学生部教務課内に留学生係が設置されている。しかし、留学生専門教育教員は講師枠での配置のため、昇任の際には留学生専門教育から離れることとなるため、留学生専門教育教員が留学生の教育や生活指導等に専念する環境とはいえない。また、協定校から受け入れる交換留学生（短期留学生）や教員研修留学生の受入れ体制には、語学力の不足(日本語・英語)から、コミュニケーションが円滑に進まないという問題がある。このような状況にもかかわらず、これらの留学生の指導は現実的には受入れの担当となる指導教員個人にほぼ一任されている。実質的に留学生専門教育教員や日本語日本事情担当教員の担当する幾つかの授業科目以外には受講する講義は少ない。

日本人学生の海外派遣については、語学研修がほとんどであり、教員が引率する。その単位認定については教務委員会と英文学科が行っている。

また、協定校の語学研修プログラムに個人参加する場合は、先方との連絡調整やホストファミリーの選考等を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動目標の周知・公表 留学生受入専門部会が外国向け入学案内の作成、英文ホームページの開設、留学フェア、進学説明会などを通じ、入学を目指す外国人に対して情報提供を行っている。

また、日本人学生の海外派遣に関して、公募の情報を説明会、ホームページ、掲示板などで周知を行っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。改善システムの整備・機能 平成 12 年度から自己点検・評価委員会が大学の点検・評価活動を行っており、将来の改善・改革に向けての方策を提示している。その評価結果を受け、国際交流委員会内で改善に向けての様々な検討を行い、学生交流の実施体制の強化を図っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

#### 活動の内容及び方法

活動計画・内容 特に年次計画等を策定していないが、計画の必要性が生じた場合は、そのつど国際交流委員会がそれに対応している。

留学生の受入れについては、私費外国人留学生特別選抜によって、日本人学生と別枠で正規生を受け入れている。

また、国費留学生制度によっても正規生及び日本語・

日本文化研修留学生、教員研修留学生を、さらに短期留学推進制度によって、交流協定校から特別聴講生と特別研究生を受け入れている。なお、大学院については一般入試でも留学生を受け入れている。

外国人留学生に対する各種支援については、経済的に困窮している留学生の経済的支援、宿舍の確保、健康診断とカウンセリング、日本の伝統文化に関する見学会や講演会、母国との連絡に対する支援等を行っている。

地域との連携を意図した外国人留学生交流支援として、「国際交流談話会」、「外国人留学生指導に関する地域関係機関との懇談会」、「地域住民交流プログラム」、「留学生と地域小中学校との交流会」を実施している。

また、留学生生活を円滑に送るための連絡体制の強化及び相互扶助を目的とする自主的組織「留学生会」を支援している。

また、帰国留学生のネットワーク形成のため「留学生同窓会」をタイ及び中国で実施している。

一方、学术交流協定を結んでいる大学へ、日本国際教育協会(AIEJ)の短期留学推進制度を利用して留学生を派遣している。

また、学术交流協定を結んでいる海外の大学の協力を得て、日本人学生の語学研修を実施している。留学準備と指導力の向上を目的として TOEFL 等を学内実施している。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の方法 留学を希望する外国人のために、英語・日本語・中国語・タイ語・仏語の「入学案内」を作成し、ホームページにおいても、外国人向けの大学案内を日本語と英語版で作成し、E-mail による外国からの英文問い合わせにも対応する等、情報提供を充実させている。

また、留学生の受入れを促進するため、出願資格にかなりの幅をもたせているが、一方で留学生の質を維持するため、出願資格として学部・大学院ともに、「日本留学試験」の「日本語」の成績 220 点以上としている。

これらの正規生に対して、教員研修留学生や日本語・日本文化研修留学生などの非正規生の受入れは、大使館推薦と協定校の推薦に従っている。非正規研究留学生については、出願を年 4 回(国内 2 回・国外 2 回)受け付け、入学時期も年 2 回(4 月・9 月)としている。

海外からの出願については、書類選考及び電話・メール等による質問と応答により選考している。

協定校からの交換留学生は書類選考を行い、1 月入学も実施している。

また、関西教育系 5 大学とタイ RI との国際交流事業の一環として、政府開発援助(ODA)の支援を受けて短期留学生と日本語・日本文化研修留学生を受け入れている。毎年、数名の教員をバンコクへ派遣し、タイ RI 及び ORIC(タイ国教育省地域総合大学庁、タイ RI の管理機関)が推薦した者について、日本語・英語・面接による採用試験を行っている。

一方、外国人留学生に対する経済的援助を目的とし、学内教職員や学外有志の献金による「京都教育大学外国

人留学生を支援する会」を発足し、生活資金の支給及び貸与、火災保険の加入、学生教育研究賠償責任保険の補助金の支給等を行っている。

また、私費外国人留学生のうち、授業料減免措置適用外等により授業料納付が困難となった留学生に対する経済的支援として、「国際交流推進のための環境整備事業」を実施している。

また、居住環境として「国際交流会館」を設置し、学習及び居住の空間を提供している。国際交流会館の管理・運営は「国際交流会館運営委員会」が行っているが、居住者全員で自治会を組織して、役割分担・ルールづくり、定期的な親睦行事の企画と実施を行っている。なお、国際交流会館主事及び副主事、「国際交流会館運営委員会」から委嘱された教員と、自治会役員は月に1回懇談を行い、意見を交換する等、国際交流会館の運営体制を整備している。また、日本人の学部・大学院学生2名がフェローとして居住し、自治会にも参加している。

その他にも、京都市住宅供給公社管轄の宿舎、京都留学生寮、(財)留学生支援企業協力推進協会の紹介による社員寮など、廉価な宿舎の確保に努めている。

また、留学生は、言語や習慣の違いから病院や地域医療機関を敬遠する傾向にあるため、毎週金曜日の午後、保健管理センターの教員(医師)が医療相談や診察・治療にあたっている。なお、特別な健康診断として「外国人留学生健康診断」を実施している。

さらに、平成13年度より、附属教育実践総合センター(教育臨床分野)の教員の協力を得た随時カウンセリングの受付及び臨床心理士の資格を持つ留学生専門教育教員を採用するなど、窓口相談を随時行う体制を整備する等、生活支援を充実させている。

一方、年2回の実地見学旅行を実施し、日本の伝統文化に関する講演会や見学会を設けている。

また、(財)京都市国際交流協会を窓口にもホームステイ受入れの斡旋依頼を行い、日本の伝統文化・生活を体験させている。

附属教育実践総合センターでは「地域交流演習室」を新設し、留学生と地域住民や日本人学生との交流スペースを提供すると共に、留学生の日本理解の促進と学習・研究に対する便宜を図る等、異文化適応や国際理解を深めさせている。

一方、留学生専門教育教員と日本語日本事情担当教員は、「日本語」を開講するなど、学習・研究に必要な様々な教育と生活面での指導・支援をも視野に入れた教育を行っている。

また、交換留学生や教員留学生を対象に、非常勤講師による入門的な「日本語補講」を開講している。さらに、学部正規留学生の1・2回生及び日本語能力の低い交換留学生(短期留学生)と教員研修留学生に日本人チューター(学生)を付け、勉学と生活の助言等を行っている。

また、毎年「外国人留学生指導に関する地域関係機関との懇談会」を開催し、留学生の教育・生活等の諸問題について意見交換を行っている。

一方、国際交流会館の多目的ホールを会場にして「国際交流談話会」を平成11年から13年まで開催した。これは、国際交流会館に居住する留学生等が出身国等の文化・風土等の話題を提供し、地域住民を含む参加者が懇談を行うものである。

一方「留学生と地域小中学校との交流」は、京都市内及び京都市近隣の小中学校からの依頼に応じて留学生を派遣する取組であり、小中学生の異文化理解に貢献している。

また、附属京都中学校とタイRIのアユタヤ校附属学校と交流活動を行っているが、教員の企画・運営及び留学生担当事務職員の連絡調整により、タイ人留学生が、生徒の派遣の際の事前学習や、タイからの来学の際の通訳など多層的に行っている。

また、留学生生活を円滑に送るための留学生同士の連絡体制の強化、そして相互扶助を目的とする留学生の自主的組織である「留学生会」を組織し、支援を充実させている。

また、帰国留学生のフォローアップのために、帰国者名簿の作成を行う等の帰国後のネットワーク形成を支援している。

なお、交流協定校への短期派遣留学生候補者を、国際交流委員会で選考し、日本国際教育協会(AIEJ)に推薦している。派遣候補者に採用された場合、AIEJから奨学金が支給されるが、派遣候補者に推薦されなかった場合や採用されなかった場合でも、国際交流委員会が適当と認めた場合には、本人の希望により授業料不徴収協定による私費交換留学を認めている。

国際交流委員会は派遣留学生に対して毎月1回の報告書提出を義務づけている。その内容は学習活動の内容、協定校での交友活動、その他の活動の概要、生活上の問題、健康上の問題、指導教員・友人等との関係など多岐に渡っている。

また、平成9年度から日本人学生の海外における語学研修を、提携校の上海師範大学(中国語)と南オーストラリア大学の英語教育機関「Center for Applied Linguistics in the University of South Australia (CALUSA)」(英語)において、夏季休業中に実施し、研修プログラムは研修実施機関との間で協議して内容を充実させる等、きめの細かい対応をとっている

以上から、この観点の状況は目標に照らして優れている。

#### 活動の実績及び効果

活動の実績 学部・大学院の正規生・非正規生を合わせた留学生の総数は60名~70名の間で推移している。出身国・出身地域は、東アジア諸国と東南アジアが多い。

学部の正規留学生のほとんどは、総合科学課程で受け入れている。学校教育教員養成課程では卒業要件として教員免許状の取得が義務づけられており、日本の教員免許状が母国では認められず、また、言葉の問題のために教育実習が大きな負担となるため、この課程への入学が

敬遠されるており、受入れは少なく、かつ減少傾向にある。また、関西教育系 5 大学とコンソーシアム方式をとってタイ RI との間で国際交流事業を実施しているが、この交流事業の主な活動内容は学生交流であり、タイ RI から短期留学生と日本語・日本文化研修留学生を受け入れている。

一方、外国人留学生に対する経済的援助を目的とする「京都教育大学外国人留学生を支援する会」の会員数と会費総額は、安定・定着化しつつある。支出に関しては、国際交流活動支援、留学生会行事補助など、様々な用途に使用している。

また「外国人留学生指導に関する地域関係諸機関との懇談会および外国人留学生との交流会」「国際交流談話会」「留学生と地域小中学校との交流」などを行い、地域との交流を促進している。

一方、日本人学生の海外派遣の実績は少ない。派遣希望者数が少ないためであるが、それに付随して、希望者が少ないために、必ずしも派遣候補者として適当な人物を選考できないことや、英語能力が応募資格に達しないために、数回以上検定試験を受けるために受験料が大きな負担となっていることなど種々の問題を抱えている。しかし、海外派遣を推進するために、留学制度の存在や内容についての周知、語学能力検定試験にかかる経済的負担を軽減するため受験料が約 4 分の 1 の学内 TOEFL の実施、アメリカ合衆国やカナダの大学との交流締結交渉など、問題点を認識し、改善に向けて取り組んでいる。

また、私費交換留学生の経済的負担を軽減するため、「教育研究振興基金」から渡航費相当額を奨学金として支給できるよう調整を進めるなど、支援体制にも取り組んでいる。

協定校との協力で実施している語学研修については、上海師範大学の参加者は、毎年 10 名程度である。

また、南オーストラリア大学の参加者は減少しており、実施機関である CALUSA が南オーストラリア大学から分離して民営化したこともあり、平成 14 年度から個人参加に切り替えた。

また、これらの語学研修は単位として認定されるため、クラス編成を当該大学の学生だけで行っており、外国人学生との接触の機会、能力別クラス編成や、実施時期が航空運賃が高い夏期に行われることから、参加者の経済的負担についても改善の余地はある。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。活動の効果 外国人留学生に対する支援について、ガイダンスや奨学金の支給に関しては留学生から不満の声も聞かれるが、「国際交流会館」、「留学生を支援する会」、「外国人留学生研修旅行」、「日本文化に関する講演会や見学会」については留学生の満足度は高い。

一方、地域との連携を意図した外国人留学生交流支援については、アンケート結果などの根拠データはないが、終了後の懇親会などで、関係諸機関、地域住民、地域小中学校の生徒・教師から「評価できる」との声もある。

また、帰国後に教職に就く留学生も少なくない。一方、

海外派遣の学生数は少ないため、他の学生に対する波及効果はあまり期待できないが、派遣学生個人に関しては有意義である。

また、協定校との語学研修の効果については、期間が短いため、学生の語学能力向上についてはあまり期待できないが、学生の異文化理解・国際理解に役立っている。

以上から、この観点の状況は目標に照らして相応である。

## 評価項目ごとの評価結果

京都教育大学の「国際的な連携及び交流活動」について、当該大学の目的及び目標に照らして行った活動の分類（海外の大学との教育・研究交流，教職員等の受入れ・派遣，学生交流）ごとの評価結果を，評価項目単位で整理し，以下のとおり，評価項目ごとの評価を行った。

### 1 実施体制

評価は，実施体制の整備・機能，活動目標の周知・公表，改善システムの整備・機能の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

#### 目的及び目標の達成への貢献の状況

実施体制の整備・機能の観点では，国際的な連携及び交流活動に関して，国際交流委員会やその下の学术交流専門部会，留学生受入専門部会，留学生派遣専門部会，奨学金・その他を扱う専門部会が中心的な役割を果たしており，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

活動目標の周知・公表の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

改善システムの整備・機能の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

#### 貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

#### 特に優れた点及び改善を要する点等

関西地区の教育系 5 大学等（京都教育大学・滋賀大学教育学部・和歌山大学教育学部・奈良教育大学・大阪教育大学）で協議会を編成し，タイ国 RI（36 校）との国際交流を実施し，さらに協議会の幹事校としてコンソーシアム諸活動を推進していることは，国際連携だけでなく大学のすべての活動に寄与するような展開性があり，特色がある。

### 2 活動の内容及び方法

評価は，活動計画・内容，活動の方法の各観点に基づいて，目的及び目標の達成に貢献するものとなっているかについて行った。

#### 目的及び目標の達成への貢献の状況

活動計画・内容の観点では，全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

活動の方法の観点では，活動の分類「学生交流」における外国人留学生への支援として，多様な言語による入学案内や廉価な住居の提供など，きめの細かい対応を「優れている」と判断した。その他の活動の分類に関しては「相応である」と判断した。

これらの評価結果から，総合的に判断し，以下の水準とした。

#### 貢献の程度（水準）

目的及び目標の達成に相応に貢献している。

#### 特に優れた点及び改善を要する点等

上海師範大学との相互の教員による相手校での集中講義の実施や，タイ RI との研究・教育・人的交流を積極的に行う等，両校との交流を密接に行っていることは特色がある。

留学生の受入れや生活支援に対して，多様な言語による入学案内の作成，国際交流会館をはじめ京都市住宅供給公社管轄の宿舎等の廉価な住居の提供，医療相談やカウンセリング等，きめの細かい対応を行っており，特に優れている。

### 3 活動の実績及び効果

評価は，活動の実績，活動の効果の各観点に基づいて，目的及び目標で意図した実績や効果がどの程度挙げられたかについて行った。

#### 目的及び目標で意図した実績や効果の状況

活動の実績の観点では、全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

活動の効果の観点では、全ての活動の分類において「相応である」と判断した。

これらの評価結果から、総合的に判断し、以下の水準とした。

#### || 実績や効果の程度（水準）

目的及び目標で意図した活動の実績や効果が相応に挙げられている。

#### 特に優れた点及び改善を要する点等

ここでは、活動の分類ごとの評価結果から特に重要な点を、特に優れた点、改善を要する点、問題点として記述することとしていたが、該当するものがなかった。

## 特記事項

大学等から提出された自己評価書から転載

すでに触れたが、本学は、関西教育系 5 大学（京都教育大学・大阪教育大学・奈良教育大学・滋賀大学教育学部・和歌山大学教育学部）とタイ国地域総合大学（Rajabhat Institute：以下、RI と略）とのコンソーシアム方式の国際交流の幹事校となっている。RI はタイ国教育省所管の旧師範学校・教育大学から構成され、全国に 41 大学（1995 年の協定締結時は 36 大学）が展開しており、教職員数約 1 万人、学生数約 40 万人の巨大な組織である。コンソーシアム方式による交流協定・事業としては日本では最初のものであること、また、RI の規模と日本側 5 大学の規模を鑑みれば、日本側、特に本学が主導的役割を演じていることは高く評価されるべきものとする。

この RI を対象として、本学教育学科の教官が日本側大学卒業生を日本語教員として派遣する取組（「RI 日本語教員派遣『堀内プログラム』」：名称は教官名から）を実施している。この取組は 1992 年度から始まり、関西教育系 5 大学の留学経験者を中心に、RI の日本語教員（各 RI の契約教員、又は日本語教育の専門性を持つ者についてはタイ教育省の契約職員）として、1 年単位で派遣するというものである。応募資格は 5 大学の卒業生、あるいは、それ以外の大学の卒業生の場合は日本語教育専攻卒業生、または文部科学省日本語教育検定試験合格者かそれに準ずる者となっている。現在、5 大学の卒業生以外にも、島根県立国際短期大学、広島大学、関西外国語大学、関西大学の卒業生を含め、全員で 20 名を派遣しており、のべ総数が 120 名を越えた。この『堀内プログラム』は教官個人のボランティア的活動であり、全学的な取組としての位置づけではないが、本学が率先して構築した関西地区 5 大学とタイ RI の協定関係に立脚した特色ある活動である。

本学は小規模な単科大学であるために、全学的な取組と個人的取組を明確に区別することが困難な場合がある。上述の『堀内プログラム』がその例であるが、その他にも開発途上国への国際協力が個人的活動として実施されている（補完資料 11）。これらは全て、教材開発や教師訓練等の教育に関する国際協力であり、教員養成系大学としての本学の性格・枠組みの中の取組としても位置付けられる。そもそも、上海師範大学やタイ RI との関係が、これらの個人的取組を基礎として立ち上がったとい

う経緯もある。しかしながら、今後は個人的な取組を拡充しつつも、全学的な実施体制で国際連携活動を計画・実行していく必要がある。

現在、その手始めとして、先に述べた本学を代表校とする関西地区国立教員養成系大学 5 校とタイ RI との交流協定にもとづく事業として、「体験型国際理解教育・開発教育手法の共同開発と応用に向けて」を計画し、文部科学省の「先導的留学生交流プログラム」に申請している。プログラムは 3 年間の期限付きであるが、この取組によって、(1) これまで安定した派遣枠を確保できなかったタイ RI への日本人学生の派遣枠を拡大し(1 年あたり 30 名×3 カ月を計画)、(2) 学生の国際理解や開発教育に役立つ視点を養い、(3) 国立の教員養成系大学の今後のあり方を考える上でその連携協力のモデル設定となり得る、と期待している。